

リコーリース株式会社 第38回無担保社債（グリーンボンド）の引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：飯田 浩一）は、リコーリース株式会社が発行するグリーンボンド（以下「本グリーンボンド」といいます。）の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

本グリーンボンドで調達された資金は、割賦契約対象資産として取得した既存の太陽光発電設備および小水力発電設備の購入資金のリファイナンスに充当される予定です。

リコーリース株式会社は、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」^{※1}および「グリーンボンドガイドライン2017年版」^{※2}に即したグリーンボンドフレームワークを策定し、本グリーンボンドは、グリーンボンドの適格性における第三者評価として、株式会社日本格付研究所（JCR）から「JCRグリーンボンド評価^{※3}」の最上位評価である「Green 1」の予備評価を取得いたしました。また、第三者評価の取得について、環境省の2019年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業^{※4}の補助金交付対象となっております。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場における ESG（環境・社会・ガバナンス）債の専門的な情報収集、お客さまの ESG 債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスクを設置し、その後 2019 年からサステナブル・ファイナンス室を新設して、これらの取り組みを強化しています。

さらに、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際 NGO である Climate Bonds Initiative^{※5}とパートナー契約を締結しています。

これらの取り組みにより、当社はグリーンボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまの ESG 債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。

また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、ESG をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以上

- ※1 「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。
- ※2 「グリーンボンドガイドライン 2017 年版」とは、グリーンボンドの環境改善効果に関する信頼性の確保と、発行体のコストや事務的負担の軽減との両立につなげ、もって我が国におけるグリーンボンドの普及を図ることを目的に、環境省が 2017 年 3 月に策定・公表したガイドライン。
- ※3 ICMA（International Capital Market Association）が作成したグリーンボンド原則及び環境省が策定したグリーンボンドガイドライン 2017 年版を受けたグリーンボンドに対する JCR による第三者評価。当該評価においてはグリーンボンドの調達資金の用途がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCR グリーンボンド評価」が決定される。
- ※4 グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすもの。
- (1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること
 - ① 主に国内の低炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）
 - ・ 調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの
 - ② 低炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
 - ・ 低炭素化効果 国内の CO2 削減量 1 トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
 - ・ 地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
 - (2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること
 - (3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと
「グリーンウォッシュ債券」とは、実際には環境を改善する効果がない、あるいは調達した資金が適正にグリーンプロジェクトに充当されていないにもかかわらず、グリーンボンドを称する債券のこと
- ※5 ロンドンに拠点を置く国際的な組織で、100 兆円の債券市場を気候変動対策のために活用することを目的とし、低炭素・気候耐久経済への迅速な移行のために必要なプロジェクトや資産への投資を促進する活動を行う。